

堺市・資源循環型廃棄物処理施設
整備運営事業

募 集 要 項

平成 18 年 3 月 24 日

堺 市

<目次>

1 . 総則.....	1
(1) 募集要項の定義.....	1
(2) この要項における用語の定義.....	1
2 . 対象事業の概要等.....	3
(1) 事業名称.....	3
(2) 対象となる公共施設等の種類.....	3
(3) 公共施設等の管理者.....	3
(4) 事業目的.....	3
(5) 施設の概要.....	3
(6) 事業内容.....	3
(7) 事業に関連する法令等の遵守.....	4
(8) 事業スケジュール.....	4
(9) 事業期間終了時の措置.....	4
3 . 事業範囲.....	5
(1) 選定事業者の業務範囲.....	5
(2) 市が実施する事項.....	6
(3) リスク分担.....	6
4 . 選定事業者の収入及び費用負担.....	7
(1) サービス購入料の種類と構成.....	7
(2) サービス購入料の支払い予定額.....	7
(3) サービス購入料の支払いスケジュールと手続き.....	8
(4) サービス購入料の金額改定.....	9
(5) 熔融固化物、金属類、焼却飛灰及び熔融飛灰並びに電気エネルギー等の取扱い.....	10
5 . 事業用地の提案.....	12
(1) 事業用地に関する事項.....	12
(2) 土地関連契約の締結について.....	12
(3) 事業用地の提案に関する事項.....	14
(4) 調査等に掛る費用負担.....	15
6 . 参加資格要件.....	16
(1) 応募者の構成と資格要件.....	16
(2) 応募者を構成する各企業等に係る共通要件.....	16
(3) 応募者を構成する各企業等に係る個別要件.....	17
7 . 民間事業者の募集及び選定方法並びに事業契約等の締結.....	20
(1) 民間事業者の募集及び選定の方式.....	20

(2) 選定審査会等の設置	20
(3) 募集及び選定等の実施スケジュール	20
(4) 選定手順	21
(5) 選定結果の通知及び公表	22
(6) 優先交渉権者選定後の手続き	22
(7) 保証金等	23
8 . 応募手続き	25
(1) 資格審査	25
(2) 提案審査	26
9 . 提出書類	27
(1) 資格審査時の提出書類	27
(2) 応募辞退時の提出書類	27
10 . その他	28
(1) 応募条件等の承諾	28
(2) 費用負担	28
(3) 市による情報提供	28
(4) 提出書類の取扱い	28
(5) 金融機関と市との協議等	29
(6) 公的支援等に関する事項	29
(7) 本事業の事務局及び問合せ先	29

1. 総則

(1) 募集要項の定義

堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業募集要項(以下「この要項」という。)は、堺市(以下「市」という。)が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。)に基づき、特定事業として選定した「堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業」(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、公表するものである。(以下、本事業の事業者選定に係る公募型プロポーザルを「本件プロポーザル」という。)

また、次の文書は、この要項と一体のものである。(以下、これらの文書を総称して「募集要項等」という。)

添付資料 : 要求水準書
添付資料 : 基本協定書(案)
添付資料 : 三者協定書(案)
添付資料 : 事業契約書(案)
添付資料 : 覚書(案)
添付資料 : 土地賃貸借契約書(案)
添付資料 : 様式集(その1)

* 添付資料 優先交渉権者選定基準書及び添付資料 様式集(その2)は、平成18年5月22日(月)に公表する。

* この要項及び添付資料 から については、募集要項等に関する質問等により、変更することがある。

なお、募集要項等と本事業に関して市がこれまで公表した文書の間相違のある場合は、募集要項等の内容を優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、本事業に関して市がこれまで公表した文書によることとする。

(2) この要項における用語の定義

この要項における用語の定義は、次のとおりである。

1. 「運営期間」とは、運営開始日から事業契約が終了する日までの期間をいう。
2. 「応募者」とは、本件プロポーザルに応募する民間企業等をいう。
3. 「ガス化溶融方式」とは、ごみ焼却方式のうち、ごみの熱分解と溶融を一体もしくは分離して行なう方式であって、「シャフト炉式のガス化溶融方式」「キルン式のガス化溶融方式」「流動床式のガス化溶融方式」等の方式をいう。
4. 「割賦払分」とは、サービス購入料 に係る対価から建中払分を控除した金額の元本相当とそれに係る利息分をあわせたものであり、この要項4.(2)に基づき支払われる金額をいう。

5. 「基本協定」とは、本事業に関し、市と優先交渉権者が、「添付資料 基本協定書(案)」に基づいて締結する「堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業に関する基本協定」のことをいう。
6. 「建中払分」とは、サービス購入料 にかかる対価のうち、本施設の調査整備期間中に支払う金額をいう。
7. 「事業期間」とは、事業契約の締結日の翌日から終了日までの期間をいい、「調査整備期間」と「運営期間」からなる。
8. 「事業契約」とは、本事業に関し、市と選定事業者が、「添付資料 事業契約書(案)」に基づいて締結する「堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業に関する事業契約」のことをいう。
9. 「ストーカ焼却方式+灰溶融方式」とは、ごみ焼却方式のうち、ごみを火格子上にて燃焼し、その残さを溶融する「ストーカ式燃焼方式、焼却残さ溶融施設附設」をいう。
10. 「選定事業者」とは、本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
11. 「調査整備期間」とは、事業契約の締結日の翌日から運営開始日の前日までの期間をいう。
12. 「提案書」とは、本件プロポーザルに関し、応募者が市に対して提出する提案書本文、関連図面、その他資料一式の総称をいう。
13. 「提案価格」とは、本件プロポーザルの提案書において、応募者が、市が選定事業者に対して支払うべきべきものとして提案する金額のことをいう。
14. 「副生成物」とは、鉄、銅、アルミニウム等の金属類、ガレキ、夾雑物(焼却残渣中の金属製大型ごみ、クリンカ等の溶融不適物)、溶融飛灰、焼却飛灰、飛灰処理物及び汚泥等をいう。
15. 「本施設」とは、事業契約に従い、選定事業者が整備し市に引き渡すべき廃棄物処理施設(外構、付帯設備、備品等を含む。また、建設中の出来形を含む。)をいう。
16. 「本施設の整備」とは、本施設の設計及び建設をいう。
17. 「要求水準書」とは、この要項の「添付資料 要求水準書」のことで、選定事業者が実施する業務について、実施の条件、業務の範囲及び内容、市が要求する水準等を定める文書のことをいう。
18. 「溶融固化物」とは、ごみ中の灰分を溶融処理により固形化した物(溶融スラグ、溶融メタル)のことをいう。

2. 対象事業の概要等

(1) 事業名称

堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

堺市長 木原 敬介

(4) 事業目的

本事業は、この要項2.(5) に示す処理対象物を安定的、経済的、衛生的にかつ安全に処理し、処理過程で発生する溶融固化物及び金属類等をできる限り資源化し、また、ごみの持つエネルギーを有効に活用できる資源循環型廃棄物処理施設を整備し、及び運営することを目的とする。

(5) 施設の概要

事業用地	堺市臨海部（阪神高速湾岸線以西の工業専用地域内）において、応募者が提案する用地（事業用地に関する要件は、この要項5.に記載）
処理対象物	・市が収集し、搬入する一般廃棄物（生活ごみ、粗大ごみ及び事業系ごみ） ・市以外の者が直接搬入する一般廃棄物（生活ごみ、粗大ごみ及び事業系ごみ） ・市が搬入する環境美化ごみ
施設規模等	・処理能力：450t/日以上、14万t/年以上 ・系列数：2炉2系列以上 ・運転時間：24時間連続
施設概要	・処理対象物の受入れ（必要のある場合には、前処理を行う。）及び焼却・溶融処理を行うとともに、発生する溶融固化物及び副生成物等の貯留保管を行う一連の施設 ・死犬猫焼却炉
処理方式	応募者の提案により、次のいずれかの処理方式とする。 ・ストーカ焼却方式＋灰溶融方式 ・ガス化溶融方式
年間処理量	年間14万t程度を上限とする。

(6) 事業内容

本事業の実施に際して、市と事業契約を締結し事業を実施する者（以下「選定事業

者」という。)は、PFI 法に基づき、大阪府環境影響評価条例(平成 10 年大阪府条例第 3 号)等で定められた環境影響評価を実施するとともに、本施設の整備等に係る資金の調達を行い、本施設を整備した後、直ちに市にその所有権を移転し、供用開始後 20 年間にわたって維持管理及び運営を行う BTO (Build-Transfer-Operate) 方式により実施する。

(7) 事業に関連する法令等の遵守

選定事業者は、本事業の実施にあたって、関連する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

(8) 事業スケジュール

事業スケジュールは、次のとおり予定している。

年 月	内 容	期間分類
平成 19 年 3 月	・事業契約の締結	↑ 調査整備期間 ↓
平成 19 年 4 月～平成 21 年 10 月	・環境影響評価	
平成 21 年 11 月～平成 25 年 3 月	・本施設の整備	
平成 25 年 4 月～平成 45 年 3 月	・本施設の維持管理・運営	↑ 運営期間 ↓
平成 45 年 3 月	・事業契約の終了	

(9) 事業期間終了時の措置

市は、事業期間終了後も本施設を継続して使用する予定である。市と選定事業者とは、事業期間終了時の本事業の取扱いについて、事業期間終了の 5 年前までに協議の上決定するものとする。

3. 事業範囲

(1) 選定事業者の業務範囲

選定事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

事業用地の利用可能性の確保等

選定事業者は、自らが提案した事業用地の利用可能性を確保するものとする。また、選定事業者は、本事業の実施に必要な電気、ガス、水道等を確保することとする。

環境影響評価

選定事業者は、大阪府環境影響評価条例に従って、方法書作成から事後調査までの環境影響評価に必要な一切の業務を実施する。

なお、通常の行政手続に従って環境影響評価に関わる業務の一部を市が担う必要がある場合には、市の協力を求めることができる。

施設整備

選定事業者は、本施設の整備を行うものとする。選定事業者は、自ら本施設の完成検査を行い、市による本施設の引渡し検査を受ける。また、検査完了後、直ちに本施設の所有権を市に移転する。

維持管理

選定事業者は、運営期間中、本施設が要求水準書で定める性能及び仕様を満足するよう適正に維持管理を行うものとする。また、事業期間終了後も引き続き支障なく本施設を稼働できるよう本施設の維持管理を行うものとする。

運営

選定事業者は、運営期間中、本施設に搬入される処理対象物を受け入れ、要求水準書で定める性能及び仕様を満足する適正な処理を行うこととする。処理対象物の質等については、要求水準書において示す。また、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第5号）第32条に定める処理手数料の徴収業務を行う。

その他

上記のほか、次の事項を事業者の業務範囲に含めるものとする。

- ・選定事業者は、本事業の遂行に必要な許認可取得及び届出等の業務を行うこととする。必要に応じて、市も協力を行う。
- ・環境影響評価並びに本施設の整備、維持管理及び運営に関し住民に対して適宜説明を行うとともに、必要な措置及び対策を講じるものとする。
- ・選定事業者は、本施設の省エネルギー化、資源循環及び費用対効果等を踏まえた上で、必要な設備を設置し、本事業の実施により得られる電気エネルギー等を積

極めかつ安定的に利活用するものとする。

なお、本施設の解体・処分は、事業期間終了後のしかるべき時期に、市が自らの費用負担において実施するものとし、選定事業者の業務範囲には含めない。

(2) 市が実施する事項

市が実施する主な事項は、次のとおりとする。

土地利用契約の締結等

市は、選定事業者の提案する事業用地の所有者との間で、事業に必要な期間、当該事業用地に係る借地契約を締結する。

住民合意の形成

市は、選定事業者の協力を得て本施設の設置や事業実施自体に関する住民合意の形成を行うものとする。選定事業者は、事業用地の提案者として、市が行う本施設の設置に関する住民合意の形成に協力するものとする。

本事業の実施状況のモニタリング

市は、本事業の実施状況のモニタリングを行う。モニタリングについては、「添付資料 事業契約書(案)」を参照のこと。

サービス購入料の支払

市は、選定事業者が提供するサービスへの対価として、サービス購入料を支払う。サービス購入料に関する詳細については、この要項「4. 選定事業者の収入及び費用負担」を参照のこと。

(3) リスク分担

市と選定事業者のリスク分担は、「添付資料 : 事業契約書(案)」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度及び具体的内容については、同文書に示すが、示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

4. 選定事業者の収入及び費用負担

(1) サービス購入料の種類と構成

市は、選定事業者が提供するサービスへの対価として、次の2種類のサービス購入料を支払う。

種類	内容
サービス購入料	環境影響評価、施設整備等に係る対価
サービス購入料	維持管理、運営等に係る対価

サービス購入料に含まれる費用は、下記の表に示すとおりである。

大分類		中分類		含まれる費用等
分類	内容	分類	内容	
サービス購入料	環境影響評価業務、施設整備業務等に係る対価	- 1	建中払分	環境影響評価の実施に係る費用
		- 2	割賦払分	本施設の整備（設計・建設・工事監理、その他経費）に係る費用 建中金利 開業費 融資組成手数料 公租公課 等
サービス購入料	維持管理業務、運営業務に係る対価（固定費分）	- 1	人件費	人件費
		- 2	ユーティリティ固定費	電力、上下水、ガス及び通信システム等の基本料金等
		- 3	点検	法定点検・保守点検費
		- 4	修繕	修繕費
		- 5	備品	予備品・消耗品・備品・重機費
		- 6	清掃	清掃費
		- 7	警備	警備費
		- 8	その他固定費	その他固定費（選定事業者事務経費 等）
	維持管理業務、運営業務に係る対価（変動費分）	- 9	ユーティリティ変動費	上下水道費（基本料金を除く） ガス費（基本料金を除く）
		- 1 0	薬品費	薬品・副資材費、油脂費及びその他用役費
		- 1 1	運搬費	溶融固化物、金属類、焼却飛灰及び溶融飛灰の最終処分場への運搬費
- 1 2		その他変動費	その他変動費	

(2) サービス購入料の支払い予定額

1) サービス購入料 - 1（建中払分）

市は、調査整備期間中、環境影響評価及び施設整備の出来高に応じて措置される循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）と市が施設整備の出来高の一部を

起債により調達する金額をサービス購入料 - 1（建中払分）として選定事業者に支払うことを予定している。

この内、交付金の対象となる範囲及び交付限度額は、平成17年循環型社会形成推進交付金要綱（以下「交付金要綱」という。）に示されているとおりである。

サービス購入料 - 1の支払い予定額は、下記の交付金及び起債の算定率に基づき、算定するものとする。

なお、交付金要綱の改正が予定されているので、留意すること。

		算定率	備考
A.交付金交付対象事業費	C.交付金	$A \times 1 / 3$	建中払分
	D.起債	$(A - C) \times 90\%$	
	E.選定事業者調達分	$A - C - D$	割賦払分（割賦元金）
B.交付金交付対象外事業費	F.起債	$B \times 75\%$	建中払分
	G.選定事業者調達分	$B - F$	割賦払分（割賦元金）

Cは千円未満切り捨て、D及びFは10万円未満切り捨て

環境影響評価に掛る費用については、交付金の対象範囲であるが、起債による調達の予定はない。

2) サービス購入料 - 2（割賦払分）

市は、サービス購入料 からサービス購入料 - 1（建中払分）を控除した金額の元本相当（割賦元金）とそれに係る利息分（割賦金利）をあわせたものを運営期間中にサービス購入料 - 2（割賦払分）として選定事業者を支払う。

割賦払分は、この要項4.(3)1)の支払いスケジュールに基づき、20年間で元利均等払いする。

3) サービス購入料 の支払予定額

市は、サービス購入料（維持管理、運営等に係る対価の固定費分と変動費分を合算したもの）から、選定事業者が、サービス購入料 の一部として余剰電気エネルギー等を売却して得た金額を差し引いた額を選定事業者を支払う。

(3) サービス購入料の支払いスケジュールと手続き

サービス購入料の支払いスケジュールは、次のとおりである。

・サービス購入料 - 1（建設中払分）

平成19年度から平成24年度の業務を支払い対象として、年1回、計6回に亘り、「添付資料 事業契約書」の手続きに従って支払う。

- ・サービス購入料 - 2 (割賦払分)

平成 25 年度から平成 44 年度において、年 1 回、計 20 回に亘り、「添付資料 事業契約書(案)」の手続きに従って支払う。

- ・サービス購入料

平成 25 年度から平成 44 年度の業務を支払い対象として、年 12 回、計 240 回に亘り、「添付資料 事業契約書(案)」の手続きに従って支払う。

サービス購入料の具体的な支払い手続きの他、精算の方法等についても、「添付資料 事業契約書(案)」を参照のこと。

(4) サービス購入料の金額改定

1) 金利の変動による改定

サービス購入料 - 2 の割賦金利相当額の算定に用いる基準金利は、以下の日を基準日として 2 回改定を行う。

- ・第 1 回：平成 25 年 3 月 28 日(木)(事業施設引渡日の 2 銀行営業日前)
- ・第 2 回：平成 35 年 3 月 28 日(火)(第 1 回改定日の 10 年後の銀行営業日)

算定に用いる基準金利のレートは、以下のものを用いる。

東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R.)としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベースの(円/円)金利スワップレート 10 年もの(午前 10 時現在)

改定後の金利は、以下の支払回に対して適用する。

- ・第 1 回改定レート：第 1 回～第 10 回
- ・第 2 回改定レート：第 11 回～第 20 回

事業契約締結時に用いる基準金利については、後日公表する。

2) 物価の変動による改定

市は、原則として年 1 回、物価変動に伴うサービス購入料の水準の見直しを行う。採用指標や方法に関する詳細については、「添付資料 事業契約書(案)」を参照のこと。

3) モニタリングによる減額

市は、選定事業者が行う業務のモニタリングの結果、選定事業者が実施した維持管理業務及び運営業務について、要求水準書に規定された水準を満たしていないことを認めた場合は、所定の手続きに基づいてサービス購入料を減額するものとする。減額の手続きの詳細については、「添付資料 事業契約書(案)」を参照のこと。

(5) 溶融固化物、金属類、焼却飛灰及び溶融飛灰並びに電気エネルギー等の取扱い

本施設の運営により発生する溶融固化物、金属類、焼却飛灰及び溶融飛灰並びに本施設の運営により得られる電気エネルギー等の取扱いに関する市と選定事業者との役割及び費用の分担は、次のとおりとする。

1) 溶融固化物及び金属類

- ・選定事業者は、溶融固化物及び金属類（以下「溶融固化物等」という。）を最大限資源化し、最終処分物の発生を抑制に努めるものとする。
- ・選定事業者は、溶融固化物等の発生量及びそれらのうち自ら有効利用が可能な量を勘案した上で、市において利用し、又は最終処分する量を提案するものとする。
- ・選定事業者は、最終処分する溶融固化物等について、市が定める水準に加工し、又は処理をした上で施設内に貯留保管する。
- ・選定事業者が提案した量（市において利用し、又は最終処分する量）の溶融固化物等については、市が利用し、又は最終処分を行うものとする。
- ・選定事業者は、提案した量（市において利用し、又は最終処分する量）以外の溶融固化物等については、すべて有効利用するものとする。
- ・選定事業者が有効利用することにより得られる収入は、選定事業者の収入とするものとする。
- ・選定事業者が提案した量（市において利用し、又は最終処分する量）を超えて、市が利用し、又は最終処分を行わなければならない溶融固化物等が発生した場合、この超過分にかかる最終処分費相当額を、選定事業者が負担することとし、サービス購入料 において減額する。ただし、超過分の量の増加が選定事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

2) 焼却飛灰及び溶融飛灰

- ・選定事業者は、焼却飛灰及び溶融飛灰（以下「焼却飛灰等」という。）については、最大限、最終処分物の発生を抑制に努め、その発生量を提案するものとする。
- ・選定事業者は、最終処分する量の焼却飛灰等について、市が定める水準の安定化処理（薬剤処理やセメント固化処理等）をした上で施設内に貯留保管する。
- ・選定事業者が提案した量の焼却飛灰等については、市が最終処分等を行うものとする。
- ・選定事業者が提案した量を超える焼却飛灰等が発生した場合は、市は、その超過分の最終処分等を行うが、この最終処分に要する費用は、選定事業者が負担することとし、サービス購入料 において減額する。ただし、超過分の量の増加が、選定事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

3) 電気エネルギー等

- ・選定事業者は、ごみ由来のエネルギーを電気エネルギー等の形で積極的に回収し、有効な利活用に努めるものとする。
- ・このことにより得られた電気エネルギー等は、本施設で利用するものとし、余剰電気エネルギー等は、選定事業者が売却し、サービス購入料の一部として選定事業者の収入とするものとする。

5 . 事業用地の提案

(1) 事業用地に関する事項

応募者の提案する事業用地が満たす要件は、次のとおりとする。

1) 立地場所に係る要件

堺市臨海部（阪神高速湾岸線以西の工業専用地域内）に位置すること。ただし、臨港地区内の商港区及び修景厚生港区を除く。

2) 面積、形状に係る要件

本事業を実施するために必要なものとする。（提案面積及び形状については、応募者の提案に委ねる。ただし、周辺環境に配慮した面積、形状とすること。）

3) 土地利用規制等に係る要件

応募者の提案する事業用地は、本事業を実施する際に支障となる土地利用規制が適用されていない土地であること、又は事業実施のため必要な期間内に、支障となる土地利用規制の解除若しくは支障のない土地利用規制への変更が可能であることとする。

なお、建築基準法第51条に規定する敷地の位置については、同条ただし書き許可手続きによる方向で協議中である。

4) インフラに係る要件

接道していること。（旗竿状の土地の提案も可とする。ただし、その場合は旗竿部分も賃貸借の対象として提案すること。）

電力・水道・ガス・通信システム等の本施設に必要なインフラが整備されている又はその確実な予定があること。

雨水排水の放流経路が確保されていること。また、プラント排水や生活排水を放流する場合は、その放流経路が適切であること。

(2) 土地関連契約の締結について

1) 土地関連契約の種類

市が土地に関連して締結することを予定している契約の種類及び内容は、次のとおりとする。

・三者協定書

土地賃貸借契約の円滑な締結に向けて、市、土地所有者及び事業用地の権利者の三者によって締結する協定

・覚書

市と土地所有者の間で締結する賃貸借契約に関し、整備運営期間中の土地のかしに関するリスク分担及び土地賃貸借の終了時における土地の返還等について、市、土地所有者及び選定事業者の三者によって締結する覚書

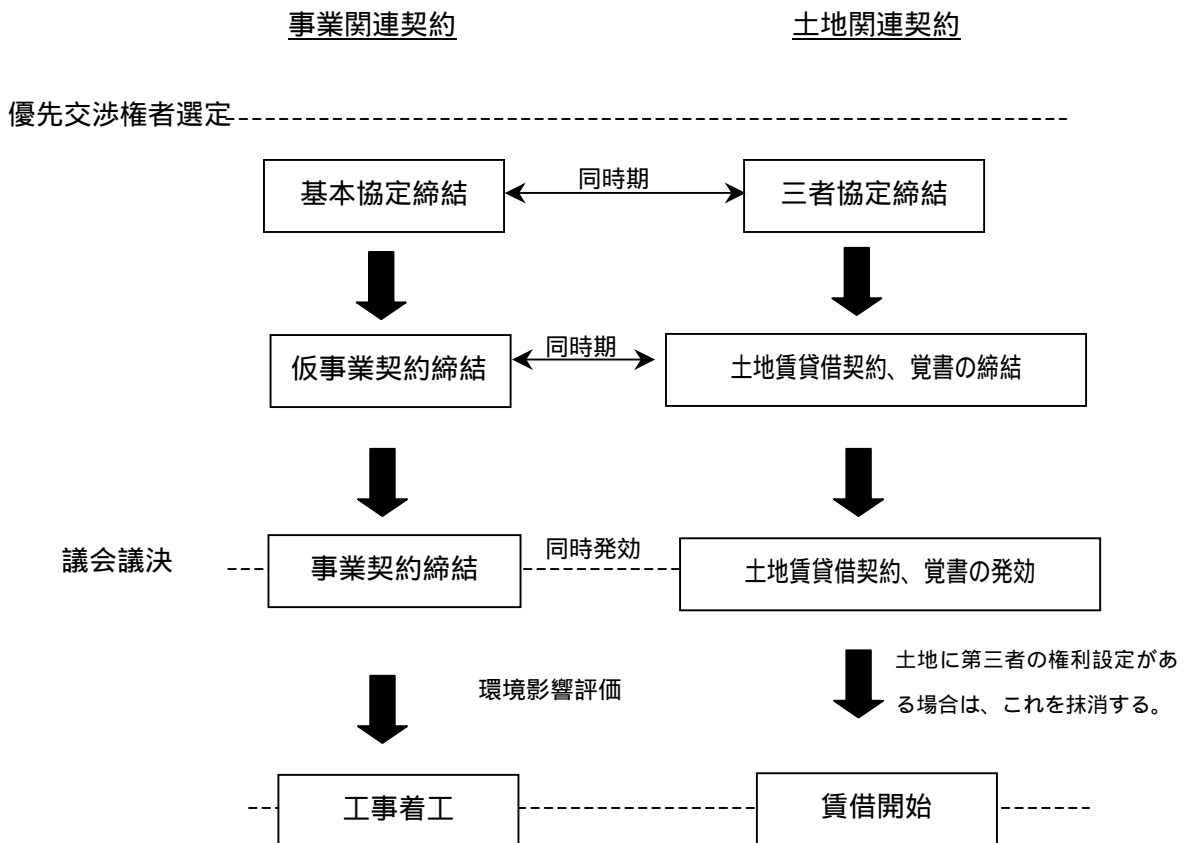
・土地賃貸借契約

市と土地所有者の間で締結する賃貸借契約

以下、これらを総称して、「土地関連契約」という。

2) 土地関連契約の締結スケジュール

土地関連契約の締結スケジュールは、次のとおりとする。



3) 土地賃貸借契約に関する事項

市は、選定事業者の提案に基づき、土地所有者との間で土地賃貸借契約を締結する。契約の内容は、次のとおりとする。

契約の種類 : 普通借地契約とする。

賃借期間 : 賃借開始日より35年とする。

土地所有者：土地所有者は、法人、個人を問わない。

契約締結時期：仮事業契約締結と同時、又は仮事業契約締結後速やかに締結する。

借地権登記：市と土地所有者は、土地賃貸借契約の締結後ただちに、借地権の仮登記を行う。また、両者は、賃貸借期間の始期に借地権の本登記を行う。

賃借開始日：施設整備開始時とする。（土地所有者及び土地権利者は、賃借開始日までに、土地に設定している第三者の一切の権利を抹消すること。）

地代（賃借料）：地代については、市が実施する不動産鑑定に基づく金額を上限として土地所有者と協議した上で決定する。（市が行う不動産鑑定の結果、選定事業者が提案する賃借料提案額が市の実施した不動産鑑定に基づく金額より低い場合は、選定事業者の提案する賃借料提案額に基づいて決定する。）

なお、上記及びについては、土地賃貸借契約締結前に、借地借家法の改正により、市が想定している35年の事業用定期借地契約が可能となった場合は、市、土地所有者及び選定事業者が協議の上、現在想定している普通借地契約に代えて事業用定期借地契約とする場合がある。

4) 借地期間終了時の事業用地の返還について

借地期間終了時の事業用地の返還条件について

市は、借地期間終了時の事業用地の返還条件については、「添付資料 覚書（案）」第4条に示す内容を想定しているが、同覚書（案）記載のとおり、応募者からの提案を受けるものとする。

借地期間終了時における事業用地の汚染等の取り扱いについて

市は、借地期間終了時における事業用地の汚染等の取り扱いについては、事業期間の終了時と借地期間終了時の各状況に応じて、「添付資料 覚書（案）」第5条から第9条に示す内容を想定しているが、同覚書（案）に記載のとおり、事業用地の汚染等の確認の要否を含め、その確認や回復措置等の具体的な方法等について、応募者からの提案を受けるものとする。

(3) 事業用地の提案に関する事項

1) 提案方法

応募者は、自己の責任と費用で市に対して事業用地を提案するものとする。

なお、土地所有者及び土地権利者は、応募者の構成員及び協力企業となる必要はない。

2) 資格審査時の提出書類

応募者は、資格審査書類を提出する際に、この要項9.(1)の書類を提出すること。

3) 提案書提出時の提出書類

提案書提出時の提出書類、契約手続きに関する事項は次のとおりとする。

応募者は、提案書提出時に、次の書類を提出すること。

- ・土地所有者の同意書と事実表明
- ・土地履歴
- ・借地料提案額とその根拠資料
- ・土地利用計画図(インフラ条件を含む)
- ・事業期間終了時における選定事業者の退去時の処置に関する提案書
- ・土地賃貸契約終了時の事業用地の返還方法に関する提案書

土地所有者との契約は市が行うが、選定事業者は、提案者として適宜支援すること。

(4) 調査等に掛る費用負担

調査等に掛る費用負担は、次のとおりとする。

選定事業者は、賃借開始日までに、自己の責任と費用で必要な調査等を実施する。

土地の分筆が必要な場合、分筆手続きにかかる費用については、土地所有者が負担する。

6. 参加資格要件

(1) 応募者の構成と資格要件

1) 応募者の構成

応募者の構成は、次の企業等からなるものとする。

本事業の実施を目的として設立される特別目的会社（選定事業者）に出資を行いかつ、選定事業者から業務を受託し、又は請け負うことを予定している企業及び出資のみを行う企業（以下「構成員」という。）

構成員以外の者で事業開始後、選定事業者から業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している企業等（以下「協力企業」という。）

この要項6.(3)3). に規定する建設JVを結成する場合は、建設JVの代表構成企業以外の他の構成企業

2) 応募者の資格要件

応募者を構成する各企業等は、（資格審査基準日となる。）資格審査書類提出期限日において、資格要件を満たすものとし、他の応募者を構成する者としては、参加できないものとする。

なお、資格審査書類提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合、市は当該応募者の参加資格を取消すことがある。

プラント設計・建設業務、建築設計業務、建設業務、プラント運転管理業務及びプラント保全業務（以下「指定業務」という。）並びに工事監理業務を担う企業は、下記の共通要件及び個別要件を満たさなければならない。また、単一の企業が複数の指定業務を担うことは可能であるが、その場合、当該企業は共通要件及び担当するすべての指定業務に関する個別要件を満たさなければならない。

応募者は、選定事業者から指定業務を直接受託し、又は請け負う構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、代表企業は、選定事業者の最大出資者であることとする。また、代表企業を含む指定業務を担う構成員（建設業務を請け負う企業については、この要項6.(3).3). に規定する建設JVを結成する場合は、建設JVの代表構成企業をいう。）の議決権を有する株式の保有比率の合計は、50%を超えるものとする。

(2) 応募者を構成する各企業等に係る共通要件

応募者を構成する各企業等に係る共通要件は、次のとおりである。

堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条第1号から第3号までの規定に該当しないものであること。

商法（明治32年法律第48号）に基づく会社の整理の申立てがなされている者又は会社の整理の開始を命じられている者でないこと。

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

破産法(平成16年法律第75条)に基づく破産の申立て又は旧和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立てがなされている者でないこと。

市がアドバイザー業務を委託した株式会社三菱総合研究所、株式会社三菱総合研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社テラブレイン及び西村ときわ法律事務所並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、資本面において関連がある者とは、議決権を有する株式の過半数を有し、又はその出資の総額の100分の50以上を出資している者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(3) 応募者を構成する各企業等に係る個別要件

1) プラント設計・建設業務

本施設のうちプラント部分の設計・建設業務を担うことを予定している企業は、選定事業者から当該業務を直接請け負うものとし、次の要件を満たしていること。

この要項2.(5)で規定する処理方式の施設建設において、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について(平成10年生環発第1572号)」にあるごみ焼却施設及び焼却残さ溶融施設の性能に関する事項を満足するプラント建設について履行実績を有していること。

過去10年間に於いて、提案する処理方式と同一方式で廃棄物を対象とした実機(発電設備を備えたもの)での1年以上の稼働実績を1件以上有していること。

なお、ここでいう実機とは、ストーカ1炉100t/日以上かつ灰溶融炉1炉10t/日以上又はガス化溶融炉1炉100t/日以上以上の規模の設備をいう。

選定事業者から当該業務を直接請け負う企業のうち、最低1社は、構成員でなければならない。

選定事業者から当該業務を直接請け負うことを予定している企業が、建築設計業務の発注者となる場合は、建築設計業務の個別要件を満たす必要はない。

選定事業者から当該業務を直接請け負うことを予定している企業が、建設業務の発注者となる場合は、建設業務の個別要件を満たす必要はない。

2) 建築設計業務

本施設の建築部分の設計を担うことを予定している企業は、選定事業者又はプラント設計・建設業務を担う企業から当該業務を直接受託するものとし、次の要件を満たしていること。

建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所

の登録を行っていること。

選定事業者から当該業務を直接受託する企業は、1社とし、必ず構成員とならなければならない。

3) 建設業務

本施設の建築部分の建設を担うことを予定している企業は、選定事業者又はプラント設計・建設業務を担う企業から当該業務を直接請け負うものとし、次の要件を満たしていること。

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事について特定建設業の許可を受けていること。

堺市建設工事指名競争入札参加者格付要綱においてA1の資格を有すること。

当該業務を請け負う企業のうち、最低1社は、構成員とならなければならない。

複数の企業が建設共同企業体を結成して当該業務を請け負う場合は、優先交渉権者として選定された後、建設共同企業体(以下「建設JV」という。)を結成して建設業務に当たるができる。この場合において、資格審査書類提出時に建設JVの結成を予定していることを明らかにすること。建設JVの代表構成企業は、の要件を満たし指定業務を担う構成員でなければならない。建設JVの他の構成企業はをを満たし、上記の規定にかかわらず、堺市建設工事指名競争入札参加者格付要綱においてA1、A2又はBの資格を有していなければならない。

4) プラント運転管理業務

本施設のプラントの運転管理業務を担うことを予定している企業は、選定事業者から直接受託するものとし、次の要件を満たしていること。

提案する処理方式と同一方式の実機(発電設備を備えたもの)を備えた施設での運営経験を有する専門の技術者を運営開始から1年間以上の期間に亘って1名以上、専任で配置できること。ここでいう実機とは、ストーカ1炉100t/日以上かつ灰溶融炉1炉10t/日以上又はガス化溶融炉1炉100t/日以上の規模の設備をいう。

選定事業者から当該業務を直接受託する企業は、1社とし、必ず構成員とならなければならない。

5) プラント保全業務

応募者として本施設のプラントの大規模修繕及び保守点検業務を担うことを予定している企業は、選定事業者から直接受託し、又は請け負うものとし、次の要件を満たしていること。

過去10年間において、提案する処理方式と同一方式の実機(発電設備を備えたもの)での1年以上の維持管理実績を1件以上有していること。

なお、ここでいう実機とは、ストーカ1炉100t/日以上かつ灰溶融炉1炉10t/日

以上又はガス化溶融炉 1 炉 100 t/日以上以上の規模の設備をいう。

当該業務を直接受託し、又は請け負う企業のうち、最低 1 社は、必ず構成員とならなければならない。

6) 工事監理業務

本施設のプラント及び建築の施工監理を担うことを予定している企業は、選定事業者から直接受託するものとし、次の要件を満たしていること。

建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録及び建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく建設コンサルタント(廃棄物部門)の登録を行っていること。

提案する処理方式と同一方式の実機(発電設備を備えたもの)を備えた施設の工事監理の実績を有すること。

なお、ここでいう実機とは、ストーカ 1 炉100t/日以上かつ灰溶融炉 1 炉10t/日以上又はガス化溶融炉 1 炉100 t/日以上以上の規模の設備をいう。

選定事業者から当該業務を直接受託する者は 1 社とし、協力企業として参加すること。また、応募者を構成する他の企業と資本面又は人事面において関連がないこと。

選定事業者から当該業務を直接受託する企業は、他の業務と兼務することはできない。

7) その他の業務

本施設の整備・運営にあたり選定事業者から指定業務以外の業務を直接受託し、又は請け負う者で、構成員又は協力企業として応募者となるものは、受託又は請け負う業務を明確にし、共通要件を満たしていることを確認できること。

8) 応募者を構成する各企業等の変更

資格審査書類提出期限後、応募者を構成する各企業等の変更は原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、協議の上、市が妥当と認めるときは、応募者を構成する各企業等の変更を認めるものとする。

7. 民間事業者の募集及び選定方法並びに事業契約等の締結

(1) 民間事業者の募集及び選定の方式

民間事業者の募集及び選定は、本事業の趣旨及び条件を十分理解した上で、民間事業者の自由な提案を期待することから、公募型プロポーザル方式によるものとする。

(2) 選定審査会等の設置

市は、本事業を実施する民間事業者の選定を行うため、「堺市 PFI 事業者（資源循環型廃棄物処理施設整備・運営事業）選定審査会（以下「選定審査会」という。）」と「堺市 PFI 事業（資源循環型廃棄物処理施設整備・運営事業）検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置する（以下、選定審査会と検討委員会を総称して「選定審査会等」という。）。検討委員会は、学識経験者等で構成し、専門的見地から提案内容を検討し、選定審査会に検討結果を報告する。選定審査会は堺市職員で構成し、検討委員会の報告を受けて審査基準に基づいて提案書を審査し優先交渉権者を選定する。

選定審査会等は、非公開とする。選定審査会等の構成及び選定の結果は、優先交渉権者の選定後に公表する。

なお、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものは、除くものとする。

(3) 募集及び選定等の実施スケジュール

民間事業者の募集及び選定等は、次のスケジュールで行うことを予定している。

平成17年度	3月24日(金)	募集要項等の公表
平成18年度	4月3日(月) ~4月7日(金)	募集要項等に関する質問の受付(第1回)
	5月8日(月)	募集要項等に関する質問の回答(第1回)
	5月22日(月)	優先交渉権者選定基準、様式集(その2)等の公表
	6月5日(月) ~6月8日(木)	資格審査書類の受付
	6月13日(火)	資格審査結果の通知
	6月13日(火) ~6月19日(月)	募集要項等(優先交渉権者選定基準、様式集(その2)等)に関する質問の受付(第2回)
	6月30日(金)	募集要項等(優先交渉権者選定基準、様式集(その2)等)に関する質問の回答(第2回)
	8月21日(月) ~8月25日(金)	提案書の受付
	10月下旬	優先交渉権者の選定及び公表
	11月	基本協定の締結

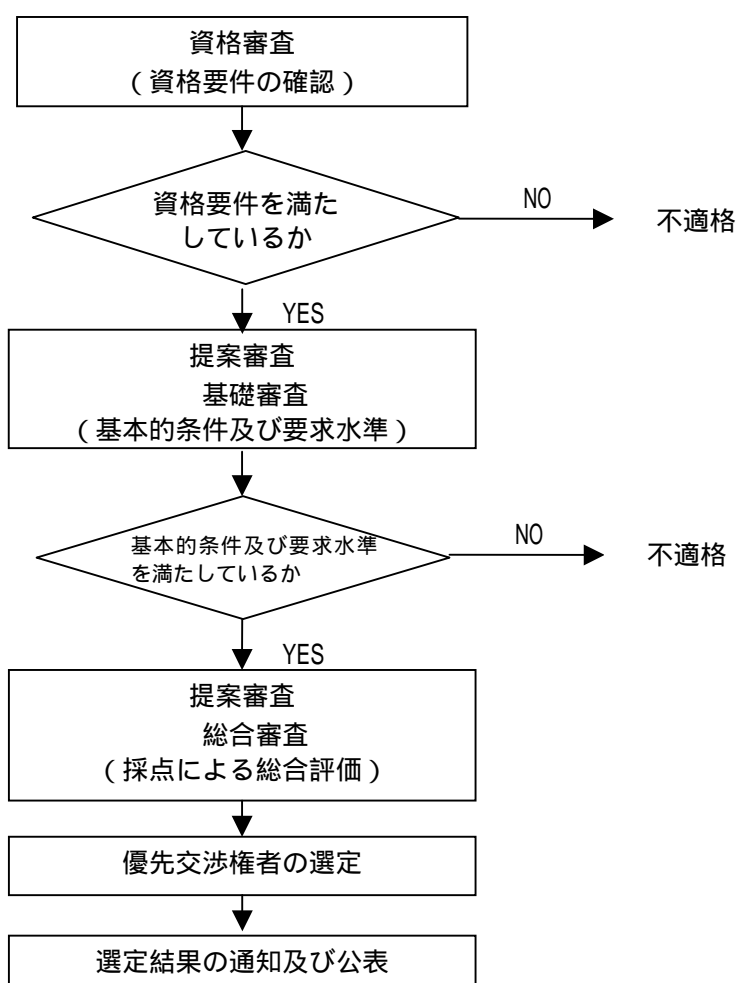
	1月	仮事業契約の締結
	3月	事業契約の締結

(4) 選定手順

1) 審査フロー

民間事業者選定のための審査は、次に示すように資格審査と提案審査から構成される。

なお、審査の過程において、必要と認められた場合は、応募者に対してヒアリング等を実施することがある。



2) 資格審査

市は、応募者から資格審査書類を受け付け、参加資格を確認する。応募者は、資格審査書類及び事業用地に関する書類を提出すること。

3) 提案審査

市は、定められた期日までに応募者から提案書を受け付け、次に定めるところにより審査を行い、最も優れた提案を行った応募者を選定する。

基礎審査

募集要項等において示す本事業の基本的条件及び要求水準に対して、応募者の提案が十分に満足していることを確認する。

総合審査

基礎審査を通過した応募者の提案について、次の視点等から総合的な評価を行い、最も優れた提案を行った応募者を選定する。具体的な審査基準等については、後日公表する優先交渉権者選定基準等において示す。

- ・事業用地の確保及び事前準備に関する事項
- ・施設の設計・建設に関する事項
- ・施設の維持管理・運営に関する事項
- ・資金調達及び事業収支に関する事項
- ・全事業期間に亘る市の財政負担額

(5) 選定結果の通知及び公表

検討委員会の専門的、技術的審査に基づく意見を踏まえ、選定審査会において最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として選定し、その結果は、全ての応募者に対して速やかに文書にて通知する。上記の通知とあわせて市のホームページへの掲載等により公表する予定である。なお、電話等による問い合わせには応じない。

選定されなかった応募者は、通知を受理した日から7日以内に理由に関する照会を行うことができる。なお、照会の申し立ては書面にて行うこととする。

(6) 優先交渉権者選定後の手続き

優先交渉権者選定後の事業契約等の締結に関する手続きは、次のとおりである。

市と優先交渉権者とは、募集要項等及び提案書に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、優先交渉権者を事業予定者とする。

市と事業予定者とは、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議し、調整する。

事業予定者は、本事業実施のための特別目的会社を堺市内に設立する。

市は、選定事業者たる特別目的会社との間で事業仮契約を締結し、その後、PFI法第9条の規定により市議会の議決を得た上で選定事業者と事業契約を締結する。

ただし、優先交渉権者を選定した後、事業契約締結までの間に、応募者を構成する各企業に堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止等の措置

要件に相当する事由がある場合、その期間中は契約手続を留保するが、契約の相手方としないこともある。

(7) 保証金等

1) 保証義務

選定事業者は、この事業契約の締結と同時に、次のイ～ハのいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、ハの場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

イ 契約保証金の納付

ロ 市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

ハ 事業契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2) 保証期間

上記 1) の保証は、調査整備期間中及び運営期間に係るものとする。調査整備期間中に係る保証については、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、サービス購入料相当額（金利相当分を除く。）及び当該額に係る消費税相当額の合計額の 10% 以上としなければならない。運営期間中に係る保証については、保証の額は、サービス購入料の年間の支払額及び当該額に係る消費税相当額の合計額の 10% 以上としなければならない。なお、運営期間中に係る保証については、前項の規定に関わらず運営開始日まで保証を付すものとし、また、その保証期間は 1 年間とし、運営期間中において毎年更新するものとする。

3) 保証金の代替

上記 1) の規定により、選定事業者がロに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

また、上記 1) の規定により、選定事業者がハに掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。この場合、選定事業者が付す履行保証保険の被保険者は市とする。ただし、保険金請求権にこの契約に基づき市が選定事業者に対して有する一切の金銭債権を被担保債権とする第一順位の質権を市のために設定する場合は、選定事業者を被保険者とすることができる。

4) サービス購入料の金額が変更された場合の取扱い

サービス購入料相当額及び当該額に係る消費税相当額の合計額の変更があった場合は、保証の額が変更後の金額の10%に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、選定事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

8 . 応募手続き

(1) 資格審査

1) 募集要項等に関する第一回質問及び回答

市は、募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。質問及び回答は原則として公表する。

- ・ 受付期間 平成 18 年 4 月 3 日 (月) 9:00 ~ 平成 18 年 4 月 7 日 (金) 17:15
- ・ 提出方法 質問事項は、様式 1-1 ~ 1-9 に記入の上、本事業の事務局 (この要項 9 . (1) に記載) に電子メールの添付ファイルとして提出すること。
- ・ 回答公表時期 平成 18 年 5 月 8 日 (月) を予定している。

2) 参加表明書の提出及び資格審査

本件プロポーザルに参加を希望する者は、市に参加表明書及び資格審査書類を提出し、応募資格の有無について審査を受けなければならない。

- ・ 受付期間 平成 18 年 6 月 5 日 (月) ~ 平成 18 年 6 月 8 日 (木)
- ・ 受付時間 9:00 ~ 17:15 (ただし 12:00 ~ 13:00 を除く。)
- ・ 提出方法 参加表明書等は、所定の様式に記入の上、本事業の事務局 (同上) まで持参又は郵送 (必着) すること。なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」又は「書留郵便」とすること。

なお、資格確認の基準日は、平成 18 年 6 月 8 日 (木) とする。

3) 資格審査結果の通知

応募資格の審査結果の通知は、応募資格審査の申請を行った者に対して、書面により平成 18 年 6 月 13 日 (火) に発送する。併せて、市は応募者に対して登録受付番号を通知する。

資格審査の結果、応募資格がないとされた者は、市に対して応募資格がないと認められた理由について、次に従い、書面 (様式は自由。ただし、A4 版とする。) により説明を求めることができる。

- ・ 受付期限 平成 18 年 6 月 19 日 (月)
- ・ 受付時間 9:00 ~ 17:15 (ただし 12:00 ~ 13:00 を除く。)
- ・ 提出方法 本事業の事務局 (同上) まで持参又は郵送 (必着) すること。なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」又は「書留郵便」とすること。
- ・ 回答期限 平成 18 年 6 月 30 日 (金) までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(2) 提案審査

1) 募集要項等に関する第二回質問及び回答

市は、資格審査の通過者に対し、募集要項等に関する第二回質問を次のとおり受け付ける。質問及び回答は原則として公表する。

- ・受付期間 平成 18 年 6 月 13 日 (火) 9:00 ~ 平成 18 年 6 月 19 日 (月) 17:15
- ・提出方法 質問事項は、5 月 22 日 (月) に公表する様式集 (その 2) の様式に記入の上、本事業の事務局 (同上) に電子メールの添付ファイルとして提出すること。
- ・回答公表時期 平成 18 年 6 月 30 日 (金) を予定している。

2) 提案書の提出

応募者は、この要項、5 月 22 日 (月) に公表する優先交渉権者選定基準書及び様式集 (その 2) の様式に従って提案書を作成し、次に従って提案書を提出すること。

- ・受付期間 平成 18 年 8 月 21 日 (月) 9:00 ~ 平成 18 年 8 月 25 日 (金) 17:15
- ・受付時間 9:00 ~ 17:15 (ただし 12:00 ~ 13:00 を除く。)
- ・提出方法 本事業の事務局 (同上) まで持参又は郵送 (必着) すること。なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」又は「書留郵便」とすること。

3) プロポーザルの取りやめに関する事項

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に事業者を選定できないと認められる場合、市は当該応募者を本件プロポーザルに参加させない。

また、応募者が連合し、公正に事業者の選定ができないと認められる場合又は競争性が担保されないと認められる場合、市は本件プロポーザルによる事業者の選定を延期し、若しくは取りやめることがある。

なお、後日、本件プロポーザルにかかる不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

4) 応募の辞退

応募資格の確認通知を受けた応募者が応募を辞退する場合は、下記に従って辞退届 (様式 3) を提出すること。

- ・受付期限 優先交渉権者決定日
- ・受付時間 9:00 ~ 17:15 (ただし 12:00 ~ 13:00 を除く。)
- ・提出方法 本事業の事務局 (同上) まで持参又は郵送 (必着) すること。なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」又は「書留郵便」とすること。

9 . 提出書類

(1) 資格審査時の提出書類

本件プロポーザルへの参加表明書等は、3部(正本を1部、写しを2部)提出すること。

参加表明書(代表企業)	(様式 2-1-1)
参加表明書(応募者を構成する各企業)	(様式 2-1-2)
応募者の構成表	(様式 2-2-1)
建設JVを構成する応募者の構成表	(様式 2-2-2)
委任状	(様式 2-3)
参加資格確認申請書	(様式 2-4)
事業実施体制	(様式 2-5)
誓約書(参加資格等)	(様式 2-6)
プラント設計・建設業務実績	(様式 2-7-1)
〔施設名 〕の納入実績及び稼動実績証明書	(参考様式 2-7-2)
技術者実績証明書	(様式 2-7-3)
誓約書(プラント運転管理)	(様式 2-7-4)
プラント保全業務実績	(様式 2-7-5)
〔施設名 〕の保全業務実績証明書	(参考様式 2-7-6)
工事監理業務実績	(様式 2-7-7)
〔施設名 〕の工事監理業務実績証明書	(参考様式 2-7-8)
事業用地の提案	(様式 2-8)
同意書	(様式 2-9)
添付資料提出確認書	(様式 2-10)

(2) 応募辞退時の提出書類

応募辞退時の提出書類は、次のとおりである。

応募辞退届	(様式 3)
-------	---------

10 . その他

(1) 応募条件等の承諾

応募者は、参加表明書を市へ提出することにより、応募に係る募集要項等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

(2) 費用負担

本事業の応募に要する費用については、応募者の負担とする。なお、議会による本契約の締結の議決がなされなかった場合は、たとえ仮契約を締結した後でも、事業予定者は、本事業の応募に要した費用等を市に対して一切請求することができない。

(3) 市による情報提供

1) ホームページ

この要項に定めることその他、本件プロポーザルの実施にあたって必要な事項が生じた場合には、市のホームページに掲載する。

2) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業への応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(4) 提出書類の取扱い

著作権

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、優先交渉権者の選定・公表及びその他市が必要と認める場合は、提案書の全部又は一部を使用・公表できるものとする。

特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。ただし、市が事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合は、要求水準書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、応募者が特許権等の対象であることを知っていた、又は知り得べき場合を除き、市が責任を負う。

提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めないものとする。

追加提出書類

市は、必要と認めた場合、提出書類を追加的に要求することがある。

(5) 金融機関と市との協議等

市は、本事業の安定性及び継続性を確保する目的で、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接契約(ダイレクトアグリーメント)を結ぶことがある。

(6) 公的支援等に関する事項

1) 循環型社会形成推進交付金について

市は、本施設の整備等について、循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づく循環型社会形成推進交付金の交付申請を行うことを予定しているため、当該交付金の交付対象施設として規定される熱回収施設として整備を行うこと。

選定事業者は、市が当該交付申請を行うに際し、必要な書類を作成・提供するなど、協力するものとする。

2) 施設の整備費の一部支払いについて

施設の整備費の一部について、市が循環型社会形成推進交付金及び起債により調達し、調査整備期間中に選定事業者を支払うことを予定している。

3) 法制上及び税制上の優遇措置等について

本事業については、現時点において法制上及び税制上の優遇措置等は、予定されていない。

(7) 本事業の事務局及び問合せ先

本事業の事務局は、次のとおりである。なお、本事業に関する問い合わせは、同事務局で受け付ける。

[本事業の事務局]

堺市役所 環境局 環境事業部 環境事業管理課

住 所 〒590-0078 堺市南瓦町3番1号

電 話 072-228-7453

F A X 072-229-4454

電子メールアドレス kanjikan-pfi@city.sakai.osaka.jp

以上